

独立行政法人自動車技術総合機構の保有する個人情報の公開に関する規程

制定	平成 17 年 3 月 14 日	規程第 21 号
改正	平成 25 年 2 月 4 日	規程第 7 号
改正	平成 28 年 3 月 31 日	規程第 45 号
改正	平成 31 年 4 月 23 日	規程第 6 号
改正	令和 4 年 3 月 31 日	規程第 46 号

(目的)

第 1 条 独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）の保有する個人情報の公開については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。以下「施行令」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(開示、訂正及び利用停止請求窓口)

第 2 条 機構における法第 77 条の開示請求、法第 91 条の訂正請求及び法第 99 条の利用停止請求の窓口は、機構総務部総務課とする。

2 開示又は訂正若しくは利用停止請求の方法は、前項の窓口の開示又は訂正若しくは利用停止請求書を直接提出する方法又は同請求書を郵送する方法によるものとする。

(開示請求書等様式)

第 3 条 法及び施行令並びにこの規程において規定する開示、訂正、利用停止請求書及び通知書並びに意見書等の様式については、別表第 1 の種類ごとに定める様式による。

(開示文書の閲覧)

第 4 条 法第 87 条第 1 項の閲覧は、機構総務部総務課において行うこととする。

2 前項の閲覧時間は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(電磁的記録の開示方法)

第 5 条 法第 87 条第 1 項の電磁的記録の開示方法は、別表第 2 の法人文書の種別ごとに同表の開示の実施方法欄に掲げる開示の実施方法による。

(手数料)

第 6 条 法第 89 条第 4 項の手数料の額については、施行令第 26 条第 1 項の額と同額とする。

2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を 1 件の法人文書とみなす。

(1) 一の法人文書ファイル（能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接に関連を有する法人文書（保存期間が 1 年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）の集合物をいう。）にまとめられた複数の法人文書

(2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接に関連を有する複数の法人文書

(手数料の納付方法)

第 7 条 第 6 条の手数料の納付は、次によることとする。

(1) 開示請求において必要となる開示請求書（様式第 1 号）を第 2 条の窓口直接提出する場合にあつては、必要となる納付の額を現金又は郵便小為替によって納付すること。

(2) 場合にあつては、必要となる納付の額を為替（郵便局の定額小為替証書又は普通為替証書）にして、当該開示請求書等に添えて郵送すること。

2 法人文書の開示を受ける者は、手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 25 年 2 月 4 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 4 月 23 日規程第 6 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 30 日の翌日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日規程第 46 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。